

拝啓 社長殿

 朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1791 番地 95

TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931

<http://www.asakura-office.net>



(明野のひまわり)

今回のテーマ	生命保険情報 第4号 法人（経営者）向け生命保険の種類	AFP 前嶋真理
--------	--------------------------------	----------

経営者向け保険として用いられる生命保険はいくつかありますが、加入時には、「経営者の死亡による企業の損失の補てん」「事業承継・相続対策」「勇退時の退職金の準備」といったことを目的として検討されるものです。つまり、「どの保険がいいか？」という事ではなく、目的に応じて保険種類を選ぶ必要があります。

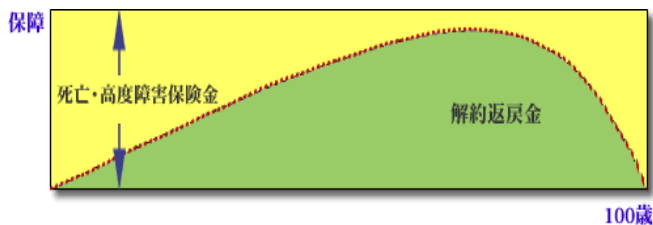
■目的と保険種類

	目的				保険料の 損金参入	実質返戻率
	事業保障 資金	事業承継 相続対策	死亡 退職金	勇退 退職金		
長期平準定期保険	○	○	○	◎	○ (1/2 損金)	◎(ピークの期間が長い)
定期保険	◎	△	◎	×	◎(全額損金)	×(掛け捨てに近い)
通増定期保険※(注)	△	△	△	◎	◎※(注)	◎(短期間で資金準備可能)
終身保険	○	◎	○	○	×(全額資産計上)	○

※ (注) 今後、通増定期保険の税務取扱いについて変更が予定されており、現在保険会社は販売を停止しております。

では、上記の代表的な保険はどのようなものでしょうか。

【長期平準定期保険】・・・「長期の保障」 「解約返戻金の活用」 「支払保険料が 1/2 損金」



解約返戻率がピークに近い状態が長く続くため、退職金積立に利用できます。

解約しない場合 100 歳(保険期間による)まで保障が続きます。

1 / 2 損金です。(保険期間の開始の時から当該保険期間の 60%に相当する期間)

【定期保険】・・・「死亡保障重視の保険」 「割安な保険料」 「解約返戻金は少ない」

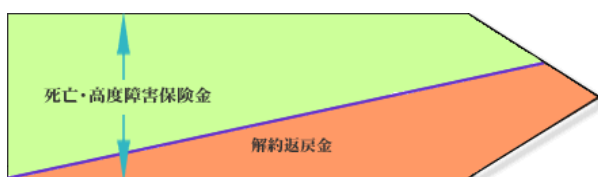


「安い保険料で大きな保障」を掛けることが出来ます。

解約返戻金はほとんどありません。(全くない商品もあります)

更新の時には保険料が上がります。

【終身保険】・・・「一生涯の保障」 「期間の経過とともに増える解約返戻金」



保障が終身続きます。事業承継・相続対策として最適です。

保険期間中「保険料」は一定です。

今回のテーマ	税制改正情報 第6号 住宅ローン控除 その2	大久保 久美子
--------	---------------------------	---------

国から地方への税源移譲に伴い、所得税額が減少し、住宅ローン控除額を控除し切れなくなる場合が出てきました。そこで、今回は、住宅ローン控除の効果を確保することができるよう創設された特例について、みていきましょう。

1. 平成19年及び平成20年に居住の用に供した場合

現行の住宅ローン控除に比べ、控除率が低い代わりに控除できる期間が長い、新たな措置が設けられ、従前の措置とどちらかを選択して適用できることとなりました。

現行の住宅ローン控除では、控除期間は10年、控除率は、1～6年目は1.0%（控除限度額は、平成19年居住分では25万円、平成20年居住分では20万円）、7～10年目は0.5%（控除限度額は、平成19年居住分では12.5万円、平成20年居住分では10万円）となっています。

一方、特例の適用をうけた場合には、控除期間は15年、控除率は、1～10年目は0.6%（控除限度額は、平成19年居住分では15万円、平成20年居住分では12万円）、11～15年目は0.4%（控除限度額は、平成19年居住分では10万円、平成20年居住分では8万円）となります。

なお、減税に係る年末残高（平成19年居住分では2,500万円以下の部分、平成20年居住分では2,000万円以下の部分）、最高控除額（平成19年居住分では200万円、平成20年居住分では160万円）は、特例措置も現行制度と同額とされています。



(財務省パンフレットより)

2. 平成11年から平成18年までに居住の用に供した場合

平成19年分以降の所得税で住宅ローン控除の額が控除しきれなかった場合、残額を個人住民税から控除する措置が講じられることとなりました。この措置の適用を受けようとする場合には、毎年3月15日までに市区町村に申告書を提出する必要があります。（確定申告をする場合には、申告書を税務署に提出することもできます。）

今回のテーマ	相続対策シリーズ② 遺産分割対策（もめないための対策）	税理士 朝倉 令子
--------	--------------------------------	-----------

(1) 遺言書を作成する意義

相続問題で一番多いのが遺産の分割に関するトラブルです。それまで仲が良かった兄弟の間で骨肉の争いになるなど「相続」がみにくい「争族」になる例は非常に多く見受けられます。

そうならないためにも生前に財産分けを決めておくことは、非常に有効な相続対策といえます。

その点、遺言書で誰がどの財産を相続するのかを決めておけば、そういった争いは防げます。遺言書に不満がある相続人がいなければ、遺言書のとおり分割されます。不満がある相続人がいたとしても、遺言書をベースに相続人全員で遺産分割協議を行い納得した分割を行うことができます。

遺言書の作成方法には、次の3つの方法があります。

①自筆証書遺言

遺言者本人が自分で記載し、保管します。遺言者が遺言の全文、日付、氏名を自署し押印することが必要です。また、遺言内容を訂正する場合には、「○行目○字加入○字削除 山田太郎」といった記載をし、変更箇所に押印しなければなりません。

この自筆遺言証書は、記載者が亡くなったからといって安易に開封したら無効になってしまいます。家庭裁判所で検認という手続きを経なければなりません。また、遺言書が封印されていた場合には、家庭裁判所で相続人等の立会いのもとで開封しなければなりません。

遺言内容が他人に知られず、また、費用もかからないというメリットがありますが、遺言書に不備があった場合や開封する際に上記のような手続きを踏まないと無効になります。

②公正証書遺言

公証人に遺言書を作成してもらう方法です。必要書類をそろえて公証人役場に出向かなければならず、また、2人の人に証人になってもらう必要があるなど、手続きは煩雑で、公証人に支払う費用も発生します。ですが、一番安全確実な方法といえます。病気などで公証人役場まで行かれない場合は、自宅や病院に公証人に来てもらうこともできます。

証人になってもらう2人には、遺言書の内容を知られてしまうということはあるかもしれませんが、紛失、偽造、隠蔽等の恐れがないため、できれば公正証書遺言によるのがいいでしょう。

③秘密証書遺言

遺言者の署名以外は誰が書いてもかまわない、というのが秘密証書遺言です。やはり、証人2人とともに公証人役場に行く必要がありますが、公証人が遺言書を保管しないという点が公正証書遺言と異なります。遺言書であるということは公証人によって証明されますが、それ以外の点は自筆遺言証書と同じです。やはり、家庭裁判所の検認も受けなければなりません。

3つの遺言の方法についてまとめてみますと次のとおりとなります。

自筆証書遺言	メリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・自分ひとりで作成できる ・証人がいない ・費用がかからない ・内容が他人に知られずに書ける
	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・内容があいまいな場合や、訂正等の不備があった場合遺言の有効性が問われる ・文章の解釈をめぐって受贈者間で争いが生じる危険性がある ・隠蔽・紛失・変造の危険がある
	保管方法
	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言者本人が保管する
	家庭裁判所の検認
	<ul style="list-style-type: none"> ・必要
	作成方法
	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言者本人が全文を自分で記載し、日付、氏名を自署し押印 ・ワープロやパソコンで作成したものや、代筆したものは無効 ・加筆・訂正・削除等の方法は、「○行目○字加入○字削除 山田太郎」といった記載をし、変更箇所を押印

公正証書遺言	メリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・公証人が作成するため、あいまいな表現や記述の不備がない ・全文を書く必要がなく、署名ができれば作成が可能 ・偽造・変造が防げる ・公証人が保管してくれるので、紛失や隠蔽が防げる
	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・公証人への費用がかかる ・2人以上の証人が必要となる ・証人に遺言の内容が明らかになる
	保管方法
	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言者本人に正本と謄本が交付され、公証人役場に原本が保管される
	家庭裁判所の検認
	<ul style="list-style-type: none"> ・不要
	作成方法
	<ul style="list-style-type: none"> ・証人2人以上に立ち会ってもらい、公証人が遺言者からの口述内容を筆記する ・筆記した内容が正確であることを確認後、公証人と遺言者が自署、押印する ・公証人が、遺言書が適法である旨を確認し、署名、押印する

秘密証書遺言	メリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言書の内容が他人に知られずに作成できる ・字が書けなくても署名ができれば作成できる
	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・公証人への費用がかかる ・2人以上の証人が必要となる ・遺言書の内容を公証人がチェックしないため、記載内容の不備や遺言書自体が無効となる恐れがある
	保管方法
	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言者本人が保管する
	家庭裁判所の検認
	<ul style="list-style-type: none"> ・必要
	作成方法
<ul style="list-style-type: none"> ・遺言者が署名・押印した遺言書を封筒に入れ、同じ印鑑で封印する ・公証人一人・証人2人以上に提出し、自分の遺言書であることを証明してもらう ・ワープロやパソコンで作成した文書でも認められる ・加筆・訂正・削除等の方法は自筆遺言証書と同じ 	

(2) 遺言書の作成前にすべきこと

誰にどの財産を相続させるかを決めておく方法としては、遺言書が最も確実な方法であることはおわかりいただけたと思います。しかし、実際に遺言書を作成するにあたっては、その前にしておくべきことがあります。それは、ご自分がお持ちの財産の特性を生かした遺し方を検討する、ということです。

たとえば、現金が必要な相続人に不動産を相続させるのはあまりいい方法とはいえません。また、事業を承継する後継者には、自社株や事業で使用している財産を相続させる必要があります。

また、あるひとつの財産の価額が著しく大きい場合、その財産を相続した人と、それ以外の相続人との間で取得する財産の価額に不均衡が生ずるような場合には、生前に対策を立てておく必要があるかもしれません。そのひとつの財産を相続人が共有で相続せざるを得なくなり、それが原因でのちのち争いが生じたりする可能性があるからです。このような場合には、各相続人が単独で財産を相続できるように事前に財産を組み替えたり、売却して金融資産に換えたりしておく必要があります。

ただ単に現在の財産を分けるのではなく、ご自分の財産の特性を考慮に入れて遺言書を作成する必要があります。

次号の予告

- 1、保険金受取人
- 2、税源移譲に伴う個人住民税の注意点
- 3、相続対策シリーズ③

(※尚、テーマについては変更になる場合もございますので、ご了承下さい。)